

# 社会福祉施設等耐震化促進事業（保護施設等移転経費）補助金交付要綱細目

令和5年6月15日  
5福保生保第355号  
福祉保健局生活福祉部長決定

社会福祉施設等耐震化促進事業（保護施設等移転経費）補助金の交付については、社会福祉施設等耐震化促進事業（保護施設等移転経費）補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この細目に定めるところによる。

第1 交付要綱別表2（第4条関係）の別に定める補助対象面積及び補助単価は、次のとおりとする。

1 補助対象面積

補助対象面積は、移転後の施設の延べ面積（㎡）とする。

2 補助単価

(1) 移転に係る施設設備等運搬経費 2,300円/㎡

(2) 移転後の賃貸借契約に係る礼金 2,800円/㎡

第2 交付要綱別表2（第4条関係）の別に定める基準は、次のとおりとする。

1 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険がある賃借物件

(1) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等

建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行。以下「新耐震基準」という。）導入前の基準により建築された建物で、鉄筋コンクリート造、鉄骨・その他造の構造耐震指標（以下「I<sub>s</sub>値」という。）が0.7に満たない、若しくは保有水平耐力に係る指数（以下「q値」という。）が1.0に満たない建物。又は、これと同等の基準に満たない建物。

(2) 木造の建築物等

新耐震基準導入前の基準により建築された建物又は平成12年5月31日までに新築の工事に着手した平家建て若しくは2階建てで在来軸組工法の建物で、木造の構造耐震指標（以下「I<sub>w</sub>値」という。）が1.1に満たない建物。又は、これと同等の基準に満たない建物。

2 耐震性のある物件

(1) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等

新耐震基準以降の基準により建築された建物。又は、I<sub>s</sub>値がおおむね0.7を超え、かつq値が1.0を超える建物。

(2) 木造の建築物等

平家建て又は2階建てで在来軸組工法により建築された建物の場合は、平成12年6月1日以降に新築の工事に着手した建物、それ以外の場合は、新耐震基準以降の基準により建築された建物。又は、I w値がおおむね1.1を超える建物。

#### 附 則

この細目は、決定の日から施行する。